

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター起業化支援室等利用規程

制 定 平成19年4月 1日

最終改正 平成27年3月10日

(目 的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が保有する次に掲げる施設（以下「起業化支援室等」という。）の利用及び管理に関する事項を定め、適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

- (1) 起業化支援室
- (2) 起業化支援実験室
- (3) 産学官共同研究推進室
- (4) 産学官共同研究実験室
- (5) 開放型試作試験室

(利用時間等)

第2条 起業化支援室等の利用時間は、次のとおりとする。ただし、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター理事長（以下「理事長」という。）は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 起業化支援室及び産学官共同研究推進室 終日
 - (2) 前号に掲げる施設以外の起業化支援室等 午前9時から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用時間を変更することができるものとする。
- (1) 起業化支援室等の利用内容等から利用時間の変更をすることがやむを得ないとき。
 - (2) 起業化支援室等を含むセンターの施設及び設備の保守点検を行うとき。
 - (3) その他センターの管理上やむを得ないと認めるとき。
- 3 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員就業規則第34条に規定する休日（以下「休日」という。）には、第1項第2号に掲げる施設は利用させないものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第3条 起業化支援室等を利用しようとする者は、利用申込書（様式第1号）に研究計画書（様式第2号、様式第3号又は様式第4号）を添付して理事長に提出し、利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

- 2 理事長は、利用許可の審査に当たって、前号以外の書類の提出を適宜求めることができるものとする。
- 3 第1項の申込書は、利用を開始しようとする日の1年前から1月前（以下「申込期間」という。）までに提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込期間前においても、第1項の申込書を提出させることができるものとする。
 - (1) 国、地方公共団体その他の公共的団体が利用しようとするとき。
 - (2) その他公益性を有すると認められる事業のための利用で、理事長が特に必要と認めるとき。
- 5 第3項の規定にかかわらず理事長は、第4条の利用許可審査に支障がない場合は申込期間後においても申込書の提出を受け付けることができる。

6 理事長は、第9条第2項の規定による申込書を除き、起業化支援室等（起業化支援実験室及び開放型試作試験室を除く）を利用申込みする者が再び同種類の起業化支援室等（起業化支援実験室及び開放型試作試験室を除く）の利用申込みをしようとするときに次の各号のいずれかに該当する場合は申込書を受理しないものとする。

(1) 利用申込みする日が直前の起業化支援室等に係る利用期間の終了日から6月を経過していないとき。

(2) その利用を開始しようとする日が直前の起業化支援室等に係る利用期間の終了日から1年以内であるとき。

(利用の許可)

第4条 理事長は、前条第1項による利用の申込があったときは別に定める基準に基づき審査し、利用の可否を決定し、その結果を申込みをした者に利用申込結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、理事長の請求があったときは、前項の通知書を提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第5条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、利用変更申込書（様式第6号）を理事長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、利用変更申込書による利用期間の延長は認めない。

2 理事長は、前項に規定する利用変更申込書の提出があったときは、第4条に定める基準に基づき審査し、利用変更の可否を決定し、その結果を申込みをした者に利用変更申込結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(原状変更の許可)

第6条 利用者は、起業化支援室等に模様替え等の原状変更を行う場合には、あらかじめ原状変更申込書（様式第8号）により申込みすることとする。

2 理事長は、前項に規定する原状変更申込書の提出があったときは、申込みの可否を決定し、その結果を申込みをした者に原状変更申込結果通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(利用の許可の取消)

第7条 理事長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用許可を取り消すことができる。

(1) この規程に違反したとき。

(2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(3) 利用許可の条件に違反したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(5) その他センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(利用の辞退又は中止の届出)

第8条 利用者は、起業化支援室等の利用を辞退又は中止しようとするときは、あらかじめ利用辞退届出書（様式第10号）を理事長に提出しなければならない。

(利用許可期間)

第9条 起業化支援室等の利用許可期間は、利用許可の日から3年以内とする。

2 前項の利用許可期間の満了後においても引き続き利用しようとする者は、当該利用期間満了日の1月前までに第3条第1項に規定する利用申込書を提出しなければならない。

3 前項の更新に係る利用期間は1年以内とする。ただし、利用期間は当初の許可に係る利用開始の日から6年を限度とする。

(行為の制限等)

第10条 利用者はセンターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) センターの施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 動物及び危険物を持ち込むこと。

(5) 鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）に規定する音量以上の騒音を発生させること。

(6) 立入禁止の表示区域内に立ち入ること。

(7) 起業化支援室等の利用の権利を譲渡し、又は転貸すること。

(8) センター内の備品又は展示物を外部に持ち出すこと。

(9) 休日、夜間に利用許可を受けた部分以外に無許可で侵入すること。

2 理事長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、起業化支援室等の利用を拒むことができる。

(指示)

第11条 理事長は、センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(施設設備等の滅失の届出)

第12条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は損傷したときは、直ちにき損(滅失)届(様式第11号)により理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の終了の点検)

第13条 利用者は、起業化支援室等の利用を終了したとき(第7条の規定による利用許可の取り消しの場合も含む)は、直ちに理事長の点検を受けなければならない。

(原状回復等)

第14条 利用者は、起業化支援室等の利用を終了し、又は第7条の規定による利用許可の取り消しを受けたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 故意又は過失によりセンターの施設設備を損傷し、又は汚損した者は、理事長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを現状に回復しなければならない。

(使用料)

第15条 起業化支援室等の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 前項の使用料については、経済情勢の変動、法令又は地方独立行政法人鳥取県産業技

術センター財産管理規程等の改廃その他事情の変更に基づいて、理事長が特に必要があると認める場合には、利用許可期間内であっても改定することができる。

(使用料の特例)

第15条の2 削除

(使用料の減免)

第16条 理事長は、特に必要があると認めるときは、起業化支援室等の使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に規定する起業化支援室等の使用料を減額し、又は免除する必要がある場合は、別に定める。

3 第1項及び第2項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、減免申請書(様式第12号)を理事長に提出しなければならない。

(使用料の納入方法)

第17条 使用料は、センターが発行する請求書により、四半期ごとに指定された期間内に納付するものとする。

(使用料の不還付)

第18条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、利用者の責に帰することができない理由により起業化支援室等を利用できなくなったときその他理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(機器等の持込み申込み)

第19条 利用者は起業化支援室等内へ機器・物品類等を持ち込みするときは、機器等搬入・設置申込書(様式第13号)を理事長に提出してその承認を得なければならない。

(機器等の持込み承認)

第20条 前条の機器・物品等の持ち込みの申込みがあったときは、理事長は別に定める基準及び施設開放の趣旨に基づき、審査を行う。

2 理事長は、前項による審査の結果を、機器等搬入・設置承認通知書(様式第14号)により利用者に通知するものとする。

(共用部分の使用等)

第21条 利用者は、エントランスホール、廊下、化粧室、湯沸室等の共用部分は無償で使用することができる。

2 利用者は当分の間、駐車場を無償で使用することができる。ただし、使用できる駐車場の面積は、必要最小限とする。

(補償等)

第22条 センターの施設設備等の使用期間中において、停電その他の事故等により施設及び研究機器等が使用不能となった場合、これに伴う損害については、理事長は一切の責めを負わない。

(立 入)

第23条 センターの職員は、センターの施設設備等の財産管理上必要な場合等は、利用者の承認を得て起業化支援室等に立入りすることができる。ただし、利用者の了解を得ることが困難な緊急の場合には、センターの職員は起業化支援室等に立入りし適宜必要な措置を講じることができる。

(事務支援)

第24条 センターは、利用者に対して下記の事務支援を行う。

- (1) 来客の取り次ぎ
- (2) 宅配物の代行管理

(補則)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

(附 則)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に、現に、起業化支援室等の利用の許可及び企業化支援室等への機器等の搬入、設置の承認を受けた者については、この規約第4条の許可及び第20条の承認を受けたものとする。

(附 則)

この規程は、平成21年1月23日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成22年8月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に起業化支援室等を利用している者のうち利用期間が当初の許可の日から6年を経過している者については第9条第3項中「当初の許可の日から6年」とあるのは「当初の許可の日から7年」と読み替えるものとする。

(附 則)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年9月30日以前になされた使用許可に基づき、平成26年4月1日以降も引き続き建物を使用している場合にあつては、当該使用許可に係る期間の使用料の額は、なお従前の例による。

(附 則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

	区 分	単 位	金 額 (円)		
電子・有機素材 研究所	第1起業化支援室	1月につき	24,900		
	第2起業化支援室				
	第3起業化支援室	1月につき	24,070		
	第4起業化支援室	1月につき	47,310		
	第5起業化支援室	1月につき	21,580		
	第6起業化支援室	1月につき	19,920		
機械素材研究所	第1起業化支援室	1月につき	13,770		
	第2起業化支援室				
	第3起業化支援室				
	第4起業化支援室				
	第5起業化支援室				
	第6起業化支援室	1月につき	14,280		
	第7起業化支援室	1月につき	15,300		
	第8起業化支援室	1月につき	13,770		
	第9起業化支援室				
	第10起業化支援室				
	第11起業化支援室				
	第12起業化支援室				
	第13起業化支援室				
	第14起業化支援室				
	第15起業化支援室			1月につき	12,750
	第16起業化支援室			1月につき	13,770
	第17起業化支援室			使用面積1平方メートル 当たり1月につき	510
	第18起業化支援室				
	第19起業化支援室				
	第20起業化支援室				
	第1起業家支援実験室				
	第2起業家支援実験室				
	第1産学官共同研究推進室	1月につき	30,090		
	第2産学官共同研究推進室	1月につき	26,520		
	第3産学官共同研究推進室	1月につき	14,280		
	第1産学官共同研究実験室	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	510		
	第2産学官共同研究実験室				
第3産学官共同研究実験室					
開放型試作試験室	使用面積1平方メートル 当たり1月につき	510			
食品開発研究所	第1起業化支援室	1月につき	26,560		
	第2起業化支援室				
	第3起業化支援室		29,050		
	第4起業化支援室				

備考

利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。

別表2（第15条の2関係）

削除

様式第1号（第3条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等利用申込書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

申込者 郵便番号
住 所
名称及び
代表者氏名 印
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センター起業化支援室等を利用したいので、申し込みます。

利用施設	
利用の目的	
利用面積（起業化支援実験室、産学官共同研究実験室及び開放型試作試験室を利用する場合に限る）	m ²
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用人員	名
利用責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)

鳥取県産業技術センター起業化支援室（起業化支援実験室）研究計画書

年 月 日

機関名(企業名)
代表者職氏名

1 研究内容

- (1) 研究テーマ
- (2) 研究期間(予定)
- (3) 研究開発の概要（課題・目的・目標）
- (4) 研究開発の基礎となる自社研究（過去3カ年の研究実績について記入のこと）
- (5) 研究開発成果活用の見込み

2 申込者の概要

- (1) 事業の内容 } 営んでいる主な事業及び主たる生産品目、年間生産額等を記載すること。
なお、パンフレット等の既存の資料の添付により代えることができる。
- (2) 現有施設
 - ① 土地（所在地別に面積を記載すること）
 - ② 建物 } 本社、工場、その他の区別により、建物の種類別に床面積を記載すること
 - ② 主要設備 } 主要施設別にその名称、数、用途を記載すること。建物の種類別に床面積を記載すること。
- (3) 申込者の略歴 } 会社又は団体等の沿革（創業年月日、資本金を含む。）を記載すること。
なお、パンフレット等の既存の資料の添付により代えることができる。
- (4) 主任研究者の職氏名及び略歴並びに研究開発に従事する人員等

氏 名	所 属 ・ 役 職 等

（注）主任研究者には※印をつけること。

- (5) その他特記事項

- ※ 経営状況を把握できる書類を添付すること。
- ※ 起業化支援実験室利用の場合は、利用場所のわかる図面を添付すること。

様式第3号（第3条関係）

鳥取県産業技術センター産学官共同研究推進室（産学官共同研究実験室）研究計画書

年 月 日

機関名(企業名)
代表者職氏名

1 研究内容

- (1) 共同研究テーマ
- (2) 共同研究の構成
 - 企業 等：(名称・代表者氏名)
(所在地・電話番号)
(担当者職・氏名)
 - 大学 等：(名称・代表者氏名)
(所在地・電話番号)
(担当者職・氏名)
 - 公設試験研究機関：(名称・代表者氏名)
(所在地・電話番号)
(担当者職・氏名)
- (3) 共同研究期間(予定)
- (4) 共同研究の概要（目的・課題・目標）
- (5) 現在までの研究状況
- (6) 研究開発成果活用の見込み

2 申込者の概要

- (1) 事業の内容)
(営んでいる主な事業及び主たる生産品目、年間生産額等を記載すること。
なお、パンフレット等の既存の資料の添付により代えることができる。)
- (2) 現有施設
 - ① 土地 (所在地別に面積を記載すること)
 - ② 建物)
(本社、工場、その他の区別により、建物の種類別に床面積を記載すること)
 - ② 主要設備)
(主要施設別にその名称、数、用途を記載すること。建物の種類別に床面積を記載すること。)
- (3) 申込者の略歴)
(会社又は団体等の沿革（創業年月日、資本金を含む。）を記載すること。
なお、パンフレット等の既存の資料の添付により代えることができる。)

(4) 主任研究者の職氏名及び略歴並びに研究開発に従事する人員等

氏 名	所 属 ・ 役 職 等

(注) 主任研究者には※印をつけること。

(5) その他特記事項

- ※ 経営状況を把握できる書類を添付すること。
- ※ 産学官共同研究実験室利用の場合は、利用場所のわかる図面を添付すること。

鳥取県産業技術センター開放型試作試験室研究計画書

年 月 日

機関名(企業名)
代表者職氏名

1 試験内容

- (1) 試作するテーマ
- (2) 試験期間(予定)
- (3) 試作研究の概要(目的・課題・目標)
- (4) 試作製品の実用化の見込み

2 申込者の概要

- (1) 事業の内容 } 営んでいる主な事業及び主たる生産品目、年間生産額等を記載すること。
なお、パンフレット等の既存の資料の添付により代えることができる。

(2) 現有施設

- ① 土地 (所在地別に面積を記載すること)
- ② 建物 } 本社、工場、その他の区別により、建物の種類別に床面積を記載すること
- ② 主要設備 } 主要施設別にその名称、数、用途を記載すること。建物の種類別に床面積を記載すること。

- (3) 申込者の略歴 } 会社又は団体等の沿革(創業年月日、資本金を含む。)を記載すること。
なお、パンフレット等の既存の資料の添付により代えることができる。

(4) 主任研究者の職氏名及び略歴並びに研究開発に従事する人員等

氏 名	所 属 ・ 役 職 等

(注) 主任研究者には※印をつけること。

(5) その他特記事項

- ※ 経営状況を把握できる書類を添付すること。
- ※ 利用場所のわかる図面を添付すること。

様式第5号（第4条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等利用申込結果通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(団体にあっては、名称及び代表者名)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおり許可します。

利用施設	
利用の目的	
利用面積（起業化支援実験室、産学官共同研究実験室及び開放型試作試験室を利用する場合に限る）	m ²
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用料	円
利用の条件	

※許可しない場合
年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、不許可とします。

様式第6号（第5条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等利用変更申込書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

申込者 郵便番号
住 所
名称及び
代表者氏名
電話番号
印

次のとおり鳥取県産業技術センター起業化支援室等の利用を変更したいので、申し込みます。

利用許可通知の年月 日及び番号	年 月 日 第 号		
利用施設			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	変更事項	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容			
変更理由			

様式第7号（第5条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等利用変更申込結果通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(団体にあっては、名称及び代表者名)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様 印

年 月 日付けで申込みのあった利用の変更については、次のとおり許可します。

変更内容	利用変更申込書に記載のとおり
利用の条件	

※許可しない場合
年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、不許可とします。

様式第8号（第6条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等原状変更申込書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
機関名（企業名）
代表者名
電話番号

印

鳥取県産業技術センター起業化支援室等を使用するにあたり、次のとおり原状変更をしたいので申し込みます。なお、利用を終了したとき又は利用許可の取り消しを受けたときは直ちに原状に回復します。

利用施設の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
その他添付資料等		

※ 変更内容を示す図面等を添付すること。

様式第9号（第6条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等原状変更申込結果通知書

番 号
年 月 日

住 所
氏 名 様
(団体にあっては、名称及び代表者名)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様 印

年 月 日付けで申込みのあった原状の変更については、次のとおり許可します。

原状変更内容	原状変更申込書に記載のとおり
利用の条件	

※許可しない場合
年 月 日付けで申込みのあった原状の変更については、不許可とします。

様式第10号（第8条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等利用辞退届出書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者 郵便番号
住所
名称及び
代表者氏名 印
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センター起業化支援室等の利用を辞退するので次のとおり届け出ます。

利用許可通知の年月日及び 番号	年 月 日 番 号
利用施設又	
辞退の理由	

添付書類 辞退に係る利用の通知書

様式第11号（第12条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等き損（滅失）届

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

届出者 住 所
名称及び
代表者氏名

印

次のとおり鳥取県産業技術センター起業化支援室等施設をき損（滅失）したので、届出します。
この損害については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター起業化支援室等利用規程第14条第2項の規定による指示に基づき賠償します。

き損（滅失） した日時	き損（滅失）場所	数 量	き損（滅失）の内容及び程度
	き損（滅失）施設		

様式第12号（第16条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等使用料減免申請書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者 郵便番号
住 所
名称及び
代表者氏名 印
電話番号

次のとおり鳥取県産業技術センター起業化支援室等の使用料を減免を受けたいので申請します。

利用施設	
利用の目的	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免の理由	
備 考	

様式第13号（第19条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室等機器等搬入・設置申込書

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所
機関名（企業名）
代表者名
電話番号

印

鳥取県産業技術センター起業化支援室等を使用するにあたり、下記のとおり機器等を搬入・設置したいので申し込みます。

記

- 1 利用施設の名称
- 2 搬入・設置する機器

区 分	品 名	数 量	重量・電気・ガス等の規格
機 械 類			
器 具 類			
そ の 他 (薬 品 類)			

※この申込書に記入できない数量の場合は、別紙として一覧表を作成して添付すること。
※機器等の配置図を添付すること。

様式第14号（第20条関係）

鳥取県産業技術センター起業化支援室機器等搬入・設置承認通知書

番 年 月 号 日

住 所
氏 名 様
(団体にあっては、名称及び代表者名)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 ○ ○ ○ ○ 様

年 月 日付けで申込みのあった機器等の搬入・設置については、次のとおり許可します。

記

- 1 利用施設の名称
- 2 搬入・設置を承認する機器

区 分	品 名	数 量	重量・電気・ガス等の規格
機械類			
器具類			
その他 (薬品類)			

- 3 承認の条件

※許可しない場合

〔 年 月 日付けで申込みのあった機器等の搬入・設置については、不許可とします。 〕